

高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1～2条 省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)(2)(3) 省略</p> <p><u>(4) 中山間地域雇用創出事業</u> <u>地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号又は第3号に掲げる事業を活用した中山間地域等における取組であって、知事が別に定める要件を満たす事業</u></p> <p><u>(5) 雇用奨励金事業</u> <u>第2号から第4号までに掲げる事業を活用した取組であって、中山間地域等における若者の正規雇用を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</u></p> <p>(6) 外部人材活用支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、既存の事業の飛躍的な成長を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(7) 地域産業課題解決支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号に掲げる一般事業又は第3号に掲げる特別承認事業を活用した取組であって、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(第4～5条 省略)</p> <p>(事業実施主体への直接補助)</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 第3条第1号及び第6号の事業を実施する者であって、直接補助することが適当であると認められる場合</p> | <p style="text-align: center;">高知県産業振興推進総合支援事業費補助金交付要綱</p> <p>(第1～2条 省略)</p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 省略</p> <p>(1)(2)(3) 省略</p> <p>(4) 外部人材活用支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組であって、外部の専門人材のノウハウ等を生かして、既存の事業の飛躍的な成長を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(5) 地域産業課題解決支援事業 地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられ、かつ、過去において第2号に掲げる一般事業又は第3号に掲げる特別承認事業を活用した取組であって、高知県産業振興アドバイザー（課題一貫支援型）による支援を受け、その指導を生かし課題の解決を図る取組として知事が別に定める要件を満たす事業</p> <p>(第4～5条 省略)</p> <p>(事業実施主体への直接補助)</p> <p>第5条の2 省略</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 第3条第1号及び第4号の事業を実施する者であって、直接補助することが適当であると認められる場合</p> |

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第3条第2号に掲げる一般事業のうち、別表第2に掲げる取組であつて、知事が別に定める要件を満たす事業については、補助限度額に同表の加算額を加えることができる。</p> <p><u>3 第3条第5号に掲げる事業は、複数年にわたり連続して補助することができるものとし、予算の範囲内で交付する。</u></p> <p>(補助事業の採択等)</p> <p>第7条 第3条第2号に掲げる一般事業又は同条第3号に掲げる特別承認事業から第5号までに掲げる事業を実施しようとする者は、知事が別に定める手続に従つて事業採択の申請をしなければならない。ただし、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組を行う者であつて、同条第2号に掲げる一般事業又は同条第3号から第5号までに掲げる特別承認事業を実施しようとするものも、申請することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業又は第3条第1号、第6号若しくは第7号に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請した者は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に該当すると認められない限り、補助金交付申請書を提出することができない。</p> <p>2 省略</p> <p>(補助金の交付の決定等)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、特別承認事業のうち第3条第3号に掲げる事業における継足し補助に係る通知は、国等の事業を対象とする補助金名によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(第10～13条 省略)</p> <p><u>(年度終了実績報告書)</u></p> <p><u>第14条 第3条第5号に掲げる事業を実施する補助事業者は、各年度の3月31日時点の実績について、同日から30日以内に別記第6号様式による雇用奨励金事業年度終了実績報告書を、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助</u></p> | <p>(補助対象経費及び補助率並びに補助限度額)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 第3条第2号に掲げる一般事業のうち、別表第2に掲げる取組であつて、知事が別に定める要件を満たす事業については、補助限度額に同表の加算額を加えることができる。</p> <p>(補助事業の採択等)</p> <p>第7条 第3条第2号に掲げる一般事業又は同条第3号に掲げる特別承認事業を実施しようとする者は、知事が別に定める手続に従つて事業採択の申請をしなければならない。ただし、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に準ずると認められる取組を行う者であつて、同条第2号に掲げる一般事業又は同条第3号に掲げる特別承認事業を実施しようとするものも、申請することができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>(補助金の交付の申請)</p> <p>第8条 前条第2項の規定により採択の決定を受けた補助事業又は第3条第1号、第4号若しくは第5号に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により申請した者は、地域アクションプラン等産業振興計画に位置付けられた取組に該当すると認められない限り、補助金交付申請書を提出することができない。</p> <p>2 省略</p> <p>(補助金の交付の決定等)</p> <p>第9条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めた場合は、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除き、補助金の交付を決定し、速やかに当該決定の内容を当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、特別承認事業のうち継足し補助に係る通知は、国等の事業を対象とする補助金名によるものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(第10～13条 省略)</p> |

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。</u></p> <p><u>3 知事は、第1項の雇用奨励金事業年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</u></p> <p><u>4 知事は、第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</u></p> <p>(実績報告等)</p> <p>第15条 <u>第3条第1号から第4号まで、第6号及び第7号に掲げる事業を実施する</u>補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第8号様式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p><u>2 第3条第5号に掲げる事業を実施する補助事業者は、補助事業の終了年度の3月31日に別記第8号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項第14条第2項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は第14条第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額)を別記第9号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</p> <p>5 知事は、第1項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>6 知事は、第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通</p> | <p>(実績報告等)</p> <p>第14条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による補助金実績報告書に知事が別に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、速やかに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。</p> <p>2 補助事業者は、補助事業が事業年度内に完了しない場合は、別記第7号様式による年度終了実績報告書を当該事業年度の3月31日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は前項の年度終了実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の補助金実績報告書又は第2項の年度終了実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額(前項の規定により減額した市町村等において、その金額が減じた額を上回る場合にあつては、当該上回る額)を別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。</p> <p>5 知事は、第1項の補助金実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通知するものとする。</p> <p>6 知事は、第2項の年度終了実績報告書の提出があった場合は、必要な検査を行い、その報告時点における補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者へ通</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>知するものとする。</p> <p>(補助金の支払)</p> <p>第 16 条 補助金は、<u>第 14 条第 3 項又は第 15 条第 5 項</u>の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 10 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(遂行状況の報告等)</p> <p>第 17 条 工事の施工又は一つの単価が 500 万円以上の設備若しくは機械等の設置を伴う補助事業を実施する補助事業者は、次に定めるところにより、補助事業の状況を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 別記第 11 号様式による工事等着工報告書 着工の日から 10 日以内</p> <p>(2) 別記第 12 号様式による工事等進捗状況報告書 12 月末日の状況を翌月 10 日まで</p> <p>2 省略</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第 18 条 事業実施主体は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の施設財産、機械及び器具等(この条において「取得財産等」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 事業実施主体は、取得財産等について、別記第 13 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 15 条第 1 項の補助金実績報告書に別記第 14 号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>(事業成果のフォローアップ)</p> <p>第 19 条 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から 5 年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第 20 条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> | <p>知するものとする。</p> <p>(補助金の支払)</p> <p>第 15 条 補助金は、前条第 5 項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、確定前にその全部又は一部を概算払することができる。</p> <p>2 補助事業者は、前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとするときは、別記第 9 号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(遂行状況の報告等)</p> <p>第 16 条 工事の施工又は一つの単価が 500 万円以上の設備若しくは機械等の設置を伴う補助事業を実施する補助事業者は、次に定めるところにより、補助事業の状況を知事に報告しなければならない。</p> <p>(1) 別記第 10 号様式による工事等着工報告書 着工の日から 10 日以内</p> <p>(2) 別記第 11 号様式による工事等進捗状況報告書 12 月末日の状況を翌月 10 日まで</p> <p>2 省略</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p>第 17 条 事業実施主体は、規則第 19 条第 1 項の規定により処分を制限される補助の対象となったもののうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上の施設財産、機械及び器具等(この条において「取得財産等」という。)について、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定められている耐用年数に相当する期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 事業実施主体は、取得財産等について、別記第 12 号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。</p> <p>4 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第 14 条第 1 項の補助金実績報告書に別記第 13 号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。</p> <p>(事業成果のフォローアップ)</p> <p>第 18 条 補助事業者及び事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から 5 年間事業成果等についてフォローアップを行うものとする。</p> <p>2 省略</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第 19 条 事業実施主体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(情報の開示)</p> <p>第 21 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任等)</p> <p>第 22 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行し、同年 4 月 10 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、<u>令和 11 年 5 月 31 日限り</u>、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 15 条第 4 項、第 17 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 9 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> | <p>(情報の開示)</p> <p>第 20 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(委任等)</p> <p>第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。</p> <p>2 省略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成 21 年 4 月 17 日から施行し、同年 4 月 10 日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和 10 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 9 条第 2 項、第 10 条、第 14 条第 4 項、第 17 条第 1 項から第 3 項まで、第 18 条及び第 20 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 21 年 9 月 9 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行し、同日以前に補助金の交付を決定したものについては、なお従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 5 月 10 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 23 年 12 月 27 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成 29 年 5 月 18 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和元年 5 月 30 日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> |

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月11日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月3日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(準備行為)</u></p> <p><u>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</u></p> | <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和3年4月15日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和5年4月11日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月3日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 この要綱の施行に関し必要な行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。</p> |